

日時 平成 22 年 5 月 21 日 (金)

場所 高知城ホール 4 階多目的ホール

平成 22 年度高知県地球温暖化防止県民会議総会 (次第)

12:30 受付

13:00 第 1 部 県民会議総会

1 開会 役員紹介

2 開会あいさつ

3 議長指名

4 議事

(議題)

第 1 号議案 平成 21 年度高知県地球温暖化防止県民会議事業報告・・・P.1

第 2 号議案 高知県地球温暖化防止行動指針(愛称こうちエコ八策)
議案・・・P.9

第 3 号議案 高知県地球温暖化防止県民会議規約の一部を改正する
規約議案・・・P.11

第 4 号議案 平成 22 年度高知県地球温暖化防止県民会議事業計画議案 P.21

第 5 号議案 高知県地球温暖化防止県民会議の役員の選任議案・・・P.25

5 議長解任

6 表彰

(1) 部会長表彰・・・P.28

(2) 会長表彰・・・P.29

7 第 1 部閉会あいさつ

14:45 休憩

15:00 第 2 部 講演会

「島根県の事業者の温暖化対策の推進」

島根県中小企業団体中央会

16:00 終了

【第1号議案】

平成21年度 高知県地球温暖化防止県民会議事業報告

1 運営委員会 開催回数5回（第2回～第6回）

【第2回運営委員会】 平成21年5月21日開催

報告事項	協議事項
1 各部会の活動状況について	1 部会から運営委員会に報告する「活動目標及び活動計画の様式」及び記載内容について 2 部会の組織構成の整理（ワーキング及びプロジェクトチーム）の位置づけ 3 総会に付議すべき事項などについて

【第3回運営委員会】 平成21年8月30日開催

報告事項	協議事項
1 各部会の活動状況について 2 県民会議広報パンフレット及び啓発キャラクター通称「ECOくろしおくん」の作成について 3 HP開設と内容の報告について	1 部会内に設置するワーキングに関する部会規程の改正について 2 プロジェクトチームと県民会議の関係について 3 県民会議の事業実施に当たっての整理 4 部会が運営委員会に調整を求める事項について 5 環境八策について

【第4回運営委員会】 平成21年10月30日開催

報告事項	協議事項
1 各部会の事業の実施状況の報告について 2 部会規程の改正案の承認について 3 HPの検討状況について	1 平成22年度事務局予算案について 2 プロジェクトチームにおける活動資金について 3 県民会議の事業実施に当たっての整理 4 部会内に設置するワーキングに関する部会規程の改正について 5 部会が運営委員会に調整を求める事項について 6 環境八策について 7 事務局の位置づけについて

【第5回運営委員会】 平成22年1月20日開催

報告事項	協議事項
1 各部会の事業の実施状況の報告について	1 高知県温暖化防止八策について 2 高知県地球温暖化防止県民会議表彰規程(案)について 3 県民会議の組織のあり方について 4 その他 後援申請案件の審議、次回運営委員会の日程調整及び第3回県民会議総会について

【第6回運営委員会】 平成22年3月24日開催

報告事項	協議事項
1 各部会の活動実績について 2 高知県地球温暖化防止県民会議表彰規程について 3 部会長表彰の決定について	1 会長表彰候補の審査について 2 第3回県民会議総会について (1) 総会に付議すべき事項について ア 平成21年度事業報告 イ 規約改正議案 ウ 平成22年度事業計画議案 エ 役員選任議案 (2) 総会第二部について 3 その他 (1) 豊かな環境づくり総合支援事業費補助金について (2) ホームページの変更について

【第7回運営委員会】 平成22年4月20日開催

報告事項	協議事項
1 豊かな環境づくり総合支援事業費補助金について 2 ホームページの変更について 3 地球温暖化防止県民会議表彰規程について 4 部会長表彰・会長表彰について	第3回県民会議総会について 総会資料について 1 平成21年度事業報告 2 規約改正議案 3 平成22年度事業計画議案 4 役員選任議案

2 部会

(1) 県民活動促進部会

ア 活動目標

高知県地球温暖化防止活動推進センターのこれまでの活動に加えて、県民運動として、より一層の地球温暖化防止活動を推進するため、市町村との連携体制の強化と研修等を通じたスキル向上を目指しました。

イ 活動実績

(ア) 部会開催 5 回、ワーキング開催 6 回

(イ) 地球温暖化防止の取組を普及啓発

- ・ 推進体制の整備

項目	県と連携して地域ブロック会議を開催 (県下 3 ブロック H21 年 4 月 13 日、14 日及び 21 日)
内容	市町村に推進員の活動内容の説明と人材の掘り起こし及び活動への協力を依頼
成果	推進員の増及び配置状況の改善 H21 年 4 月 (推進員 39 名、空白市町村数 19) H21 年 9 月 (推進員 58 名、空白市町村数 15)

- ・ 普及啓発行動

項目	省エネ電球取り換え活動の促進
内容	「大川村まるごと！省エネ電球取り換え大作戦」 (H21 年 10 月 10 日～11 日)
成果	大川村全 230 戸、省エネ電球取替え個数約 1200 個、年間約 20 t-co2 を削減

(ウ) 企業の環境マネジメントシステム等の導入促進

- ・ 普及啓発行動

項目	1 県と連携して地域ブロック会議を開催 (県下 3 ブロック H21 年 4 月 13 日、14 日及び 21 日) 2 エコアクション 21 説明会の開催
内容	1 市町村への環境マネジメントシステム等説明 2 中小企業へのエコアクション 21 の説明 (H21 年 10 月 19 日、H21 年 11 月 18 日)
成果	1 参加市町村 21 2 参加人数約 70 名、実務研修への参加 5 社

ウ 今後への課題

継続活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境家計簿の作成・普及 ・ 市町村との温暖化防止活動推進員の活動との連携促進及び推進員の全市町村配置又は増員 ・ 省エネ家電の普及推進等 ・ 市町村等への環境マネジメントシステム導入の啓発 ・ 中小企業のエコアクション 21 の導入推進
新規活動	家庭版電気削減コンテストの取組周知

(2) レジ袋削減運動推進部会


ア 活動目標

レジ袋の大量消費は、地球温暖化や資源・エネルギー問題だけでなく、自然環境への影響も問題となっています。「改正容器包装リサイクル法」でもレジ袋の削減が盛り込まれました。事業者、行政、市民団体が連携し、マイバッグキャンペーンやレジ袋無料配布中止等の手段による、レジ袋の大幅な削減を目指しました。

イ 活動実績

(ア) 部会開催4回、ワーキング開催4回

(イ) 普及啓発行動

項目	1 普及啓発ツールの開発 2 レジ袋削減キャンペーン
内容	1 県民会議のイメージキャラクターの作成 2 「男も持つぞ！マイバッグ！」キャンペーン (H22年2月16日～H22年3月21日)
成果	1 通称「ECOくろしおくん」  2 キャンペーン参加15事業所、参加人数436名、CO2削減量0.32t

ウ 今後への課題

継続活動	マイバッグ持参の強化月間である10月に県民が参加できるマイバッグキャンペーンなどを実施
活動の展開	レジ袋の削減を呼びかける対象を、スーパーその他の店舗、商店街などへ広げていく。

(3) グリーン購入推進部会

ア 活動目標

必要な物品等（製品やサービス）の購入に際し、環境に配慮されたものを選択することをグリーン購入と言います。グリーン購入は、単に物品の調達にとどまらず、旅館やホテルで提供されるサービスなども含まれます。この部会は、市町村、学校、企業等での物品購入、サービス提供等における環境配慮の普及を目指しました。

イ 活動実績

(ア) 部会開催4回、ワーキング開催5回

(イ) 普及啓発行動

項目	1 県と連携して地域ブロック会議を開催 (県下3ブロック H21年4月13日、14日及び21日) 2 環境配慮サービスの推進
内容	1 平成22年7月までにグリーン購入を実行計画、グリーン購入基本方針などに位置づけ組織として推進することを県内の全市町村に依頼(県の市町村への取組状況調査)10月 2 エコホテル勉強会の開催(H21年9月7日)、アンケート実施
成果	1 自治体の取組状況(H21年6月比、H21年11月時点) ・ 策定済み6⇒9(増3) ・ 予定なし23⇒19(減4) 2 エコホテル勉強会への参加27事業所、エコホテル取組啓発冊子を発行

ウ 今後への課題

継続活動	自治体のグリーン購入の導入の推進 グリーンサービスの継続的な啓発
新規活動	グリーンコンシューマーの育成

(4) 公共交通利用促進部会

ア 活動目標

CO₂削減に向けた対策として、公共交通機関の利用等により、自家用自動車からCO₂排出量の少ない交通体系への転換が求められています。この部会では、利用者、交通事業者、経済界、行政等に参画いただき、実効性のある取組の推進を目指しました。

イ 活動実績

(ア) 部会開催6回、ワーキング開催2回

(イ) 普及啓発ツールの検討

項目	公共交通利用促進につながる仕組みづくり
内容	交通エコポイントの社会還元方法の検討
成果	交通エコポイント社会還元事業 「こどもたちが主体の学校活動、課外活動、地域活動において電車・バス利用での移動時にですかカード（運賃相当額をチャージ済み）を貸与」する仕組みを創設

(ウ) 普及啓発行動

項目	通勤手段の変更による公共交通利用の促進
内容	「高知エコ通勤ウィーク」はじめての一步 (H21年11月15日～同月21日)
成果	参加11事業者、参加人数831人、CO ₂ 削減量約5t

ウ 今後への課題

継続活動	エコ通勤キャンペーンの継続 マイカー利用の抑制と公共交通利用の促進に向けた啓発
------	--

(5) 森林吸収対策部会

ア 活動目標

高知県は、県土の84%を森林が占めています。これらの森林は、適正な森林整備を進めることでCO2吸収源とすることができます。そのため、県民の皆様には森林や林業への理解を深めていただき、森林ボランティア活動や県産材利用など一人一人が森林づくりに貢献できる取組を推進する仕組みや事業展開を目指します。

イ 活動実績

(ア) 部会開催5回、ワーキング開催2回

(イ) 普及啓発行動

項目	森林吸収源対策の重要性について普及啓発
内容	1 間伐目標面積の設定 2 県民に向けた普及啓発の実施
成果	1 民有林の間伐目標面積が設定され、会員である森林組合連合会よりH21年11月10日に発表(目標13,700ha) 2 県民への広報の実施及びスキームの整備 (1) さんSUN高知掲載(10月号・特集) (2) 森林組合連合会機関誌「樹海」掲載(1月号) (3) 市町村広報誌への掲載依頼 (4) 県民会議ホームページの整備 (5) 啓発パネル作成(3枚組—5セット)

ウ 今後への課題

継続活動	森林吸収源対策の目標達成 間伐の大切さについての普及啓発
新規活動	県民、事業者等の木づかい(県産材利用)の促進

【第2号議案】

高知県地球温暖化防止行動指針(愛称 こうちエコ八策)議案

高知県地球温暖化防止県民会議は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な低炭素社会を目指し、高知県地球温暖化防止行動指針をここに定め、会員が率先して地球温暖化防止に取り組み、県民自らの取組を促進していきます。

平成22年5月21日

高知県地球温暖化防止県民会議
会長 尾崎 正直

高知県地球温暖化防止行動指針

1 (知識の習得)

私たちは、自ら地球温暖化の現状やそのもたらす危機を知ること努めていきます。

2 (自らの取組の継続)

私たちは、家庭・仕事・教育の場で、できることから省エネにコツコツ取り組む暮らしを心がけていきます。

3 (地球温暖化防止のための知恵の普及)

私たちは、地球温暖化防止のための知恵を生み出し、生活習慣として根付くように他の人たちにその知恵を広めていきます。

4 (地球温暖化防止に配慮した商品やサービスの選択等)

私たちは、地球温暖化防止に配慮した商品やサービスを選ぶ目を持ち、これらを利用するよう努めていきます。

5 (地産地消による二酸化炭素排出削減)

私たちは、県産の農水産物や木材の利用に努め、地産地消を推進していきます。

6 (移動における二酸化炭素排出削減)

私たちは、通勤通学その他の外出時には、マイカーの利用を控え、徒歩、又は自転車や公共交通機関を利用するよう努めていきます。

7 (廃棄物の処理にかかる二酸化炭素排出削減)

私たちは、物を大切にするとともに、マイバッグ・マイボトル等を持参し、ゴミを減らすための取組を進めていきます。

8 (森林による二酸化炭素吸収の促進)

私たちは、間伐を促進し、地球温暖化防止に貢献する元気な森を育てていきます。

【第3号議案】

S 高知県地球温暖化防止県民会議規約の一部を改正する規約議案

高知県地球温暖化防止県民会議規約の一部を改正する規約	
改正後	改正前
<p>高知県地球温暖化防止県民会議規約(平成20年9月27日制定)の一部を次のように改正する。 高知県地球温暖化防止県民会議規約(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。</p>	
<p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 本会は、高知県地球温暖化防止県民会議(以下「県民会議」という。)と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 県民会議は、高知県の自然豊かな環境を守り育むとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な低炭素社会を目指し、県民、事業者、各種団体及び行政の各主体が連携・協働して、県民総ぐるみによる地球温暖化防止活動を推進することを目的とする。</p> <p>第2章 県民会議が行う事業 (事業)</p> <p>第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 地球温暖化防止に関する情報の収集及び普及・啓発に関すること。</p> <p>(2) 地球温暖化防止の推進に関すること。</p> <p>(3) 地球温暖化防止活動への支援に関すること。</p> <p>(4) その他、県民会議の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>第3章 会員 (会員)</p> <p>第4条 県民会議の会員は、地方公共団体、企業、事業者団体、NPO等各種団体及びその趣旨に賛同する学識経験者とする。</p> <p>(責務)</p>	<p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 本会は、高知県地球温暖化防止県民会議(以下「県民会議」という。)と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 県民会議は、高知県の自然豊かな環境を守り育むと共に環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な低炭素社会を目指し、県民、事業者、各種団体及び行政の各主体が連携・協働して、県民総ぐるみによる地球温暖化防止活動を推進することを目的とする。</p> <p>第2章 県民会議が行う事業 (事業)</p> <p>第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1) 地球温暖化防止に関する情報の収集及び普及・啓発に関すること。</p> <p>(2) 地球温暖化防止の推進に関すること。</p> <p>(3) 地球温暖化防止活動への支援に関すること。</p> <p>(4) その他、県民会議の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>第3章 会員 (会員)</p> <p>第4条 県民会議の会員は、地方公共団体、企業、事業者団体、NPO等各種団体及びその趣旨に賛同する学識経験者とする。</p> <p>(責務)</p>

第5条 会員は、それぞれの役割に応じて、県民会議の行う事業に積極的に協力するとともに、温室効果ガスの排出削減に向けて自主的かつ積極的に取り組みものとする。

(入会)

第6条 県民会議に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

第4章 役員

(役員)

第7条 県民会議に、役員として会長1名及び副会長2名を置く。

(選出方法)

第8条 役員は、総会において選任する。

2 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。その場合における選任については、前項の規定を準用する。

(職務)

第9条 役員は、次の各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

(1) 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって職務を代理する。

(任期)

第10条 役員の任期は、役員が選任された第11条の通常総会の開会日の翌日から2年後の通常総会の開会日までとし、その再任を妨げない。

2 役員が欠けたことにより、後任として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期が満了した場合に、後任の就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

第5条 会員は、それぞれの役割に応じて、県民会議の行う事業に積極的に協力するとともに、温室効果ガスの削減に向けて自主的かつ積極的に取り組みものとする。

(入会)

第6条 県民会議に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

第4章 役員

(役員)

第7条 県民会議に、次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長2名

(選出方法)

第8条 役員は、総会において選任する。

2 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。その場合における選任については、前項の規定を準用する。

(職務)

第9条 役員は、次の各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

(1) 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって職務を代理する。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とし、その再任を妨げない。

2 役員が欠けたことにより、後任として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期が満了した場合に、後任の就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

第5章 会議

(総会の構成及び召集)

第11条 総会は、会員をもって構成する。
2 通常総会は、毎年1回会長が召集する。
3 会長は、必要に応じて臨時総会を召集することができる。

4 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
5 会長は、必要と認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(決議)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第13条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、代理人に議決を委任することができる。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 県民会議の規約の制定又は改廃に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 事業目標及び事業計画の決定並びに事業報告等の承認に関すること。
- (4) その他県民会議の運営に関する重要な事項に関すること。

(幹事会)

第15条 県民会議の運営に関し必要な事項を協議・調整し、及びこれを運営するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が指名した者及び第16条第3項に規定する部会長及び部会から推薦された者1名の幹事で構成し、10名以内とする。
- 3 幹事の任期は、第10条第1項の役員の任期と同じ期間とする。

第5章 会議

(総会の構成及び召集)

第11条 総会は、会員をもって構成する。
2 通常総会は、毎年1回会長が召集する。また、会長は、必要に応じて臨時総会を召集することができる。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
4 会長は、必要と認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(決議)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

(委任)

第13条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、代理人に議決を委任することができる。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 県民会議の規約に関すること。
- (2) 役員を選任に関すること。
- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
- (4) その他、県民会議の運営に関する重要な事項に関すること。

(運営委員会)

第15条 県民会議の運営に関し必要な事項を協議・調整し、及びこれを運営するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員をもって構成する。
- 3 委員は、会長が指名した者及び第16条第3項に規定する部会長及び部会から推薦された者(1名)とする。
- 4 第12条第3号の規定により事業年度途中において新たな部会を設立し

<p>4 幹事の互選により、<u>幹事会</u>に<u>幹事長</u>及び<u>副幹事長</u>2名を置く。</p> <p>5 幹事長は、<u>幹事会</u>を代表し、<u>幹事会</u>を総理する。</p> <p>6 <u>副幹事長</u>は、<u>幹事長</u>を補佐し、<u>幹事長</u>に事故があるとき又は<u>幹事長</u>が欠けたときは、<u>幹事長</u>があらかじめ指定した順序によって職務を代理する。</p> <p>7 <u>幹事会</u>は、<u>幹事長</u>が必要と認めたととき及び<u>幹事</u>現在数の3分の1以上から会議的である事項を記載した書面をもって招集の要請があったとき に開催する。</p> <p>8 <u>幹事会</u>の議長は、<u>幹事長</u>又は<u>幹事長</u>が指名した者がこれにあたる。</p> <p>9 <u>幹事会</u>は、<u>幹事</u>総数の過半数をもって成立する。</p> <p>10 <u>幹事会</u>における議決事項は、出席した<u>幹事</u>の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>11 <u>幹事会</u>は、次の事項を議決する。 (1) <u>事業目標</u>、<u>事業計画</u>等の<u>総会</u>に付議すべき事項 (2) <u>総会</u>で議決された<u>事業</u>、<u>部会</u>における<u>提案事業</u>等の実施に関する事項 事項 (3) <u>県民会議の会長表彰の審査</u></p> <p>(4) その他<u>総会</u>の議決を要しない<u>会務</u>の執行に関すること。</p> <p>12 <u>幹事長</u>は、必要と認める場合は、<u>幹事会</u>に<u>幹事</u>以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>13 その他<u>幹事会</u>の運営等に関する事項は、<u>幹事長</u>が別に定める。 (部会)</p> <p>第16条 県民会議の<u>事業</u>を円滑に推進するために、<u>県民会議</u>に<u>県民部会</u>、<u>事業者部会</u>及び<u>行政部会</u>を置く。</p> <p>2 部会は、部会が掲げる活動に賛同する会員等をもって構成する。</p> <p>3 部会には、部会長及び副部会長をそれぞれ1名ずつ置く。</p> <p>4 部会には、個別の<u>事業</u>の具体的な内容を検討し、<u>推進するためのワーキ</u></p>	<p>た場合は、<u>前条</u>の規定を準用する。</p> <p>5 委員の互選により、<u>委員会</u>に<u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>2名を置く。</p> <p>6 委員長は、<u>委員会</u>を代表し、<u>委員会</u>を総理する。</p> <p>7 <u>副委員長</u>は、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故があるとき又は<u>委員長</u>が欠けたときは、<u>委員長</u>があらかじめ指定した順序によって職務を代理する。</p> <p>8 <u>委員会</u>は、<u>委員長</u>が必要と認めたととき及び<u>委員</u>現在数の3分の1から会議的である事項を記載した書面をもって招集の要請があったとき に開催する。</p> <p>9 <u>委員会</u>の議長は、<u>委員長</u>又は<u>委員長</u>が指名した者がこれにあたる。</p> <p>10 <u>委員会</u>は、<u>委員</u>総数の過半数をもって成立する。</p> <p>11 <u>委員会</u>における議決事項は、出席した<u>委員</u>の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>12 <u>委員会</u>は、次の事項を議決する。 (1) <u>事業計画</u>等<u>総会</u>に付議すべき事項 (2) <u>総会</u>で議決された<u>事業</u>等の実施に関する事項 事項 (3) <u>新たな部会</u>の設置に関すること。</p> <p>(4) その他、<u>総会</u>の議決を要しない<u>会務</u>の執行に関すること。</p> <p>13 <u>委員長</u>は、必要と認める場合は、<u>委員会</u>に<u>委員</u>以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>14 その他、<u>委員会</u>の運営等に関する事項は、<u>会長</u>が別に定める。 (部会)</p> <p>第16条 県民会議の<u>事業</u>を円滑に推進するために、<u>県民会議</u>に<u>部会</u>を置く。</p> <p>2 部会は、部会が掲げる活動に賛同する会員等をもって構成する。</p> <p>3 部会には、部会長及び副部会長をそれぞれ1名ずつ置く。</p> <p>4 部会には、活動目標、活動計画及び活動実績並びに<u>部会</u>の組織構成等につ</p>
--	---

ングを設置することができる。

5 別に定める規程に基づき、部会長表彰に関する審査をし、受賞者を決定するものとする。

6 部会は、活動計画、活動実績、県民会議の部会長表彰の受賞者の決定等について、幹事会に報告するものとする。

7 その他部会の運営等に関する事項は、部会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 県民会議の庶務を処理するため、高知県に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、事務局長が別に定める。

第7章 事業年度

(事業年度)

第18条 県民会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この規約は、平成20年9月27日から施行する。

2 設立時の役員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成20年9月27日から平成22年5月21日までとする。

附 則

この規約は、平成22年5月21日から施行し、改正後の第17条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

いて、委員会に報告するものとする。

5 その他、部会の運営等に関する事項は、部会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 県民会議の庶務を処理するため、高知県地球温暖化防止活動推進センターに事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、会長が別に定める。

第7章 事業年度

(事業年度)

第18条 県民会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

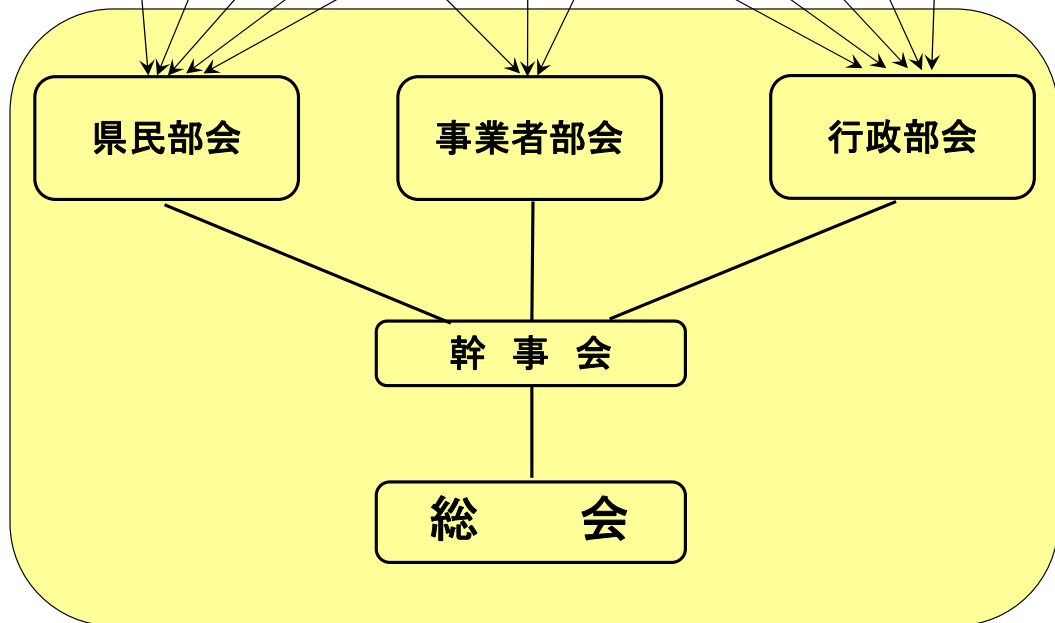
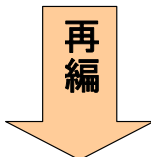
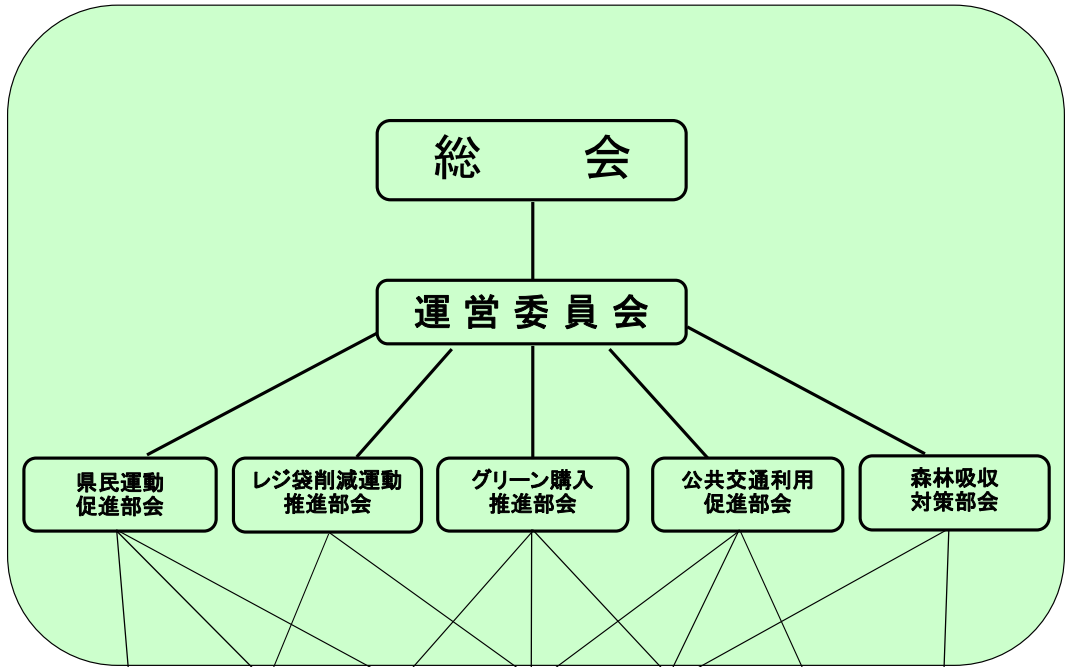
附 則

1 この規約は、平成20年9月27日から施行する。

2 設立時の役員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成20年9月27日から平成22年7月31日までとする。

高知県地球温暖化防止県民会議の組織の再編

平成21年度までの組織



平成22年度以降の組織

高知県地球温暖化防止県民会議規約の主な改正点

改正後	改正点
<p>第4章 役員 (任期)</p> <p>第10条 <u>役員</u>の任期は、役員が選任された第11条の通常総会の開会日の翌日から2年後の通常総会の開会日までとし、その再任を妨げない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第5章 会議 (総会の議決事項)</p> <p>第14条 総会は、次の事項を議決する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>事業目標及び事業計画の決定並びに事業報告等の承認</u>に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(<u>幹事会</u>)</p> <p>第15条 県民会議の運営に関し必要な事項を協議・調整し、及びこれを運営するため、<u>幹事会</u>を置く。</p> <p>2 <u>幹事会</u>は、会長が指名した者及び第16条第3項に規定する部会長及び部会から推薦された者1名の幹事で構成し、10名以内とする。</p> <p>3 <u>幹事</u>の任期は、<u>第10条第1項の役員</u>の任期と同じ期間とする。</p> <p>4 <u>幹事</u>の互選により、<u>幹事会</u>に幹事長及び副幹事長2名を置く。</p> <p>5 <u>幹事長</u>は、<u>幹事会</u>を代表し、<u>幹事会</u>を総理する。</p> <p>6 <u>副幹事長</u>は、<u>幹事長</u>を補佐し、<u>幹事長</u>に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、<u>幹事長</u>があらかじめ指定した順序によって職務を代理する。</p> <p>7 <u>幹事会</u>は、<u>幹事長</u>が必要と認めたととき及び幹事現在数の3分の1以上から会議目的である事項を記載した書面をもって招集の要請があったときに関催する。</p>	<p>【第10条関係】 従来、会長と副会長の任期は2年とされ、「8月1日から2年後の7月31日まで」という日付で期間が定められていた。新たな役員を選任した通常総会から次期役員の任期の開始までにかなり期間があくことから、役員が選任された「通常総会」を機会に任期が始まり、終わるといった内容に改めるととした。</p> <p>【第14条関係】 総会で「事業目標」と「事業計画」を定め、その範囲内で部会から提案される事業は年度途中で幹事会を経て採択できるようにし、フットワーク良く部会活動ができるようにした。</p> <p>【第15条関係】 組織、役職の名称の変更、幹事会の構成人数の定め、部会における提案事業の実施に関する議決を行っていくことや県民会議の会長表彰の審査などの業務の追加について規定の整備を行った。 併せて、幹事会を円滑に運営するため、幹事会の運営等に関する事項は、「会長」ではなく「幹事長」が別に定めることに改正することとした。</p>

- 8 幹事会の議長は、幹事長又は幹事長が指名した者がこれにあたる。
- 9 幹事会は、幹事総数の過半数をもって成立する。
- 10 幹事会における議決事項は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 幹事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業目標、事業計画等の総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決された事業、部会における提案事業等の実施に関する事項

(3) 県民会議の会長表彰の審査

- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

12 幹事長は、必要と認める場合は、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

13 その他幹事会の運営等に関する事項は、幹事長が別に定める。

(部会)

第16条 県民会議の事業を円滑に推進するために、県民会議に県民部会、事業者部会及び行政部会を置く。

2・3 略

4 部会には、個別の事業の具体的な内容を検討し、推進するためのワーキングを設置することができる。

5 別に定める規程に基づき、部会長表彰に関する審査をし、受賞者を決定するものとする。

6 部会は、活動計画、活動実績、県民会議の部会長表彰の受賞者の決定等について、幹事会に報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 県民会議の庶務を処理するため、高知県に事務局を置く。

【第16条関係】

県民会議の部会として、県民部会、事業者部会及び行政部会を明記していくこととした。

また、部会の行うべき事業が広範多岐にわたり、個別の事業の具体的な内容をさまざまに意見を聴きながら検討し、多くの会員又は会員以外の者を対象に推進していくため、部会には、ワーキングを設置できる規定を置くこととした。また、部会長表彰の審査と受賞者の決定を部会の業務として追加することとした。

活動目標は、総会の事業目標に含まれるため削除し、部会の組織構成等については、活動実績に記載されるため削除することとした。

県民会議の部会長表彰の受賞者の決定については、幹事会への報告事項として加えることとした。

【第17条関係】

県民会議の事務局は、県からの委託であるため、従来から「県」とすべきであ

<p>2 事務局に関する事項は、事務局長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 設立時の役員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成20年9月27日から平成22年5月21日までとする。</p>	<p>ったところである。この機会に規定し直すこととした。</p> <p>なお、県民部会と事業者部会の事務局を、県から委託できるように規定を設けることについては、この第2項を根拠としていくこととする。</p> <p>【制定時の附則関係】（第10条の改正に関連）</p> <p>県民会議設立当初からの役員の任期の末日を、第3回通常総会の開会日とする改正を行うこととした。</p>
---	--

【第4号議案】

平成22年度 高知県地球温暖化防止県民会議事業計画議案

1 平成22年度 県民部会 事業計画

事業目標	家庭での二酸化炭素排出削減等の取組を、成果を見える化しながら進めていき、温暖化防止活動を行う県民をあらゆる機会をとらえて増やしていく。
事業項目	<p>① 環境家計簿の作成・普及(県委託事業) (「使いたくなる環境家計簿」、「こどもがつけたがる環境家計簿」)</p> <p>② 県民部会(ワーキングを含む。)の開催等(県委託事業)</p> <p>③ 部会から提案されるCO2削減効果が高く、県民運動につながる民生家庭系、運輸部門等の活動を支援する事業(部会における提案事業)</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイバッグキャンペーンの展開 ○ 公共交通エコポイント社会還元及び普及啓発 ○ 省エネ家電の普及促進等 ○ 県民の木づかい(木材利用)の促進 ○ グリーン購入の促進(グリーンコンシューマーの育成) ○ 森林のCO2吸収の促進効果に関する啓発

2 平成22年度 事業者部会 事業計画

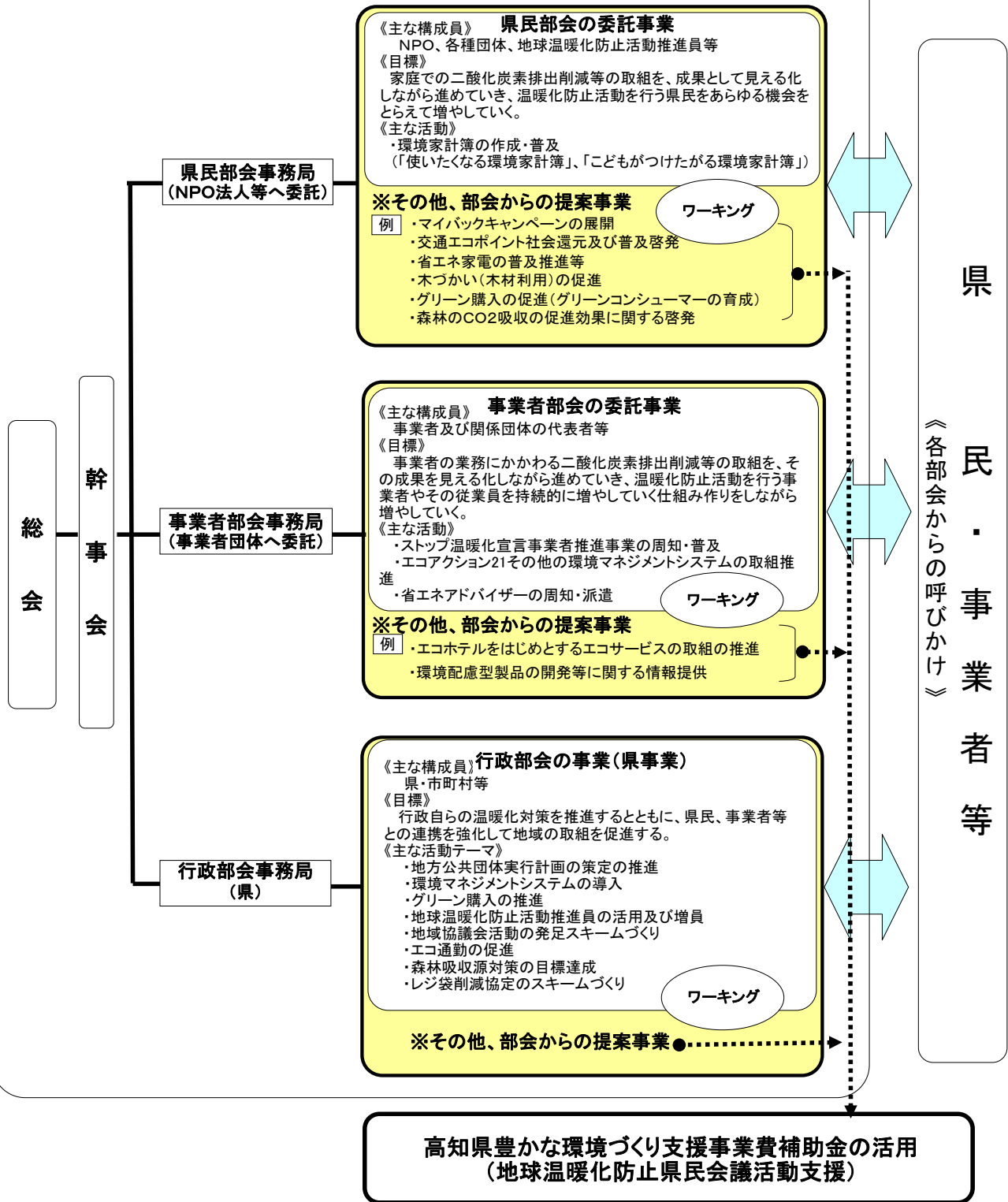
事業目標	事業者の業務にかかわる二酸化炭素排出削減等の取組を、その成果を見える化しながら進めていき、温暖化防止活動を行う事業者やその従業員を持続的に増やしていく仕組み作りをしながら増やしていく。
事業項目	<p>① ストップ温暖化宣言事業者推進事業の周知及び普及(県委託事業)</p> <p>② エコアクション21その他の環境マネジメントシステムの取組推進(県委託事業)</p> <p>③ 省エネアドバイザーの周知・派遣(県委託事業)</p> <p>④ 省エネ機器導入の促進(県委託事業)</p> <p>⑤ エコ通勤ウィークの参加促進(県委託事業)</p> <p>⑥ 事業者部会(ワーキングを含む。)の開催等(県委託事業)</p> <p>⑦ 部会から提案されるCO2削減効果が高く、県民運動につながる民生業務系、運輸部門等の活動を支援する事業(部会における提案事業)</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エコホテルをはじめとするエコサービスの取組の推進 ○ 環境配慮型製品の開発等に関する情報提供

3 平成22年度 行政部会 事業計画

事業目標	行政自らの温暖化対策を推進するとともに、県民、事業者等との連携を強化して地域の取組を促進する。
事業項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体実行計画の策定の推進 ② 環境マネジメントシステムの導入 ③ グリーン購入の推進 ④ 地球温暖化防止活動推進員の活用及び増員 ⑤ 地域協議会活動の発足スキームづくり ⑥ エコ通勤の促進 ⑦ 森林吸収対策の目標達成 ⑧ レジ袋削減協定のスキームづくり ⑨ 行政部会(ワーキングを含む。)の開催等 ⑩ その他行政の温暖化対策の推進に関する事業(部会からの提案事業) ⑪ その他CO2削減効果が高く、県民運動につながるような県民、事業者等の取組を支援する事業(部会からの提案事業)

高知県地球温暖化防止県民会議 活動イメージ

高知県地球温暖化防止県民会議



【第5号議案】

高知県地球温暖化防止県民会議の役員を選任議案

次の者を高知県地球温暖化防止県民会議の役員に選任することについて、高知県地球温暖化防止県民会議規約(平成20年9月27日制定)第8条第1項の規定により、総会の議決を求める。

	職名	氏名
会 長	高知県知事	尾崎 正直
副会長	高知県商工会議所連合会 会頭	西山 昌男
副会長	高知市長	岡崎 誠也
役員任期	平成22年5月22日から2年後の通常総会の開会日まで	

表 彰

【参考資料1】

部会長表彰の受賞者の一覧

部会名	表彰対象活動	受賞団体の名称 及び代表者		表彰しようとする事由
県民活動 促進部会	『エコアクション21 の取組実践の講演』	株式会社 寿工務店 代表取締役 藤澤 寿幸		『エコアクション21の取組 実践の講演』において、講演を 行った。その内容が実践に基づ いたものであり参加者の共感と 理解に大きく貢献するととも に、その後の実務研修参加者の 増にも寄与した。
公共交通 利用促進 部会	『高知エコ通勤ウイーク 2009』	優秀賞	土佐電気鉄道(株) 代表取締役社長 竹本 昭和	『高知エコ通勤ウイーク20 09』はじめの一步において、 事業者自ら率先して「エコ通 勤」に参加し、各事業者がそれ ぞれ目標を立てて取り組み、C O2削減に取り組んだことに対 して、全参加団体を表彰する。 また、高知県庁は県立学校を 含む全96の課や事務所などから 539人が参加し、3,177kgを削 減した。高知県庁のほか、参加 人数1人当たりのCO2削減量の 多い上位3県立学校を表彰す る。
		優秀賞	高知県交通(株) 代表取締役社長 前田 道雄	
		優秀賞	(株)轟組 代表取締役社長 吉村 文次	
		優秀賞	(株)ですか 代表取締役 稲毛 稔憲	
		部会長賞	公立大学法人高知工科大学 学長 佐久間 健人	
		部会長賞	(株)高知放送 代表取締役社長 山本 邦義	
		部会長賞	(有)高知パレスホテル 代表取締役社長 吉村 貴志	
		部会長賞	(株)寿工務店 代表取締役 藤澤 寿幸	
		部会長賞	(株)エースワン 代表取締役 中山 土志延	
		部会長賞	四国電力(株)高知支店 上席支配 人 高知支店長 国久 清司	
		優秀賞 優秀賞 優秀賞 優秀賞	高知県庁 宿毛高等学校 高知江の口養護学校 高知若草養護学校	
レジ袋削 減運動推 進部会	マイバッグ推進キャン ペーン 『男も持つぞ！マイ バッグ！』	①香南市役所 市長 仙頭 義寛		マイバッグ推進キャンペーン 『男も持つぞ！マイバッグ！』 キャンペーンに参加し実績集計 した15事業者のうち、①「参 加者全体のレジ袋削減による CO2削減量が一番多かった事業 所」と②「参加された従業員一 人当たりのレジ袋削減のCO2削 減量が一番多かった事業所」の 2事業所を表彰する。
		②大和ハウス工業株式会社 高知支店 支店長 小林 健司		

会長表彰の受賞者の一覧

部会名	表彰対象活動	受賞団体の名称 及び代表者	表彰しようとする事由
県民活動促進部会	『大川村まるごと！省エネ電球取り換え大作戦』	大川村 村長 岩崎 敬太郎	省エネ電球取り換え活動を促進する取組として『大川村まるごと！省エネ電球取り換え大作戦』を実施。 村内全戸の白熱灯を省エネ電球に交換するという全国初の取組に向けて、村民を対象としたセミナーを開催し、事前の、普及啓発も行い、村あげでの温暖化防止活動につなげるというスキームを構築した功績は大きい。また、組織体制として省エネマイスター、地球温暖化防止活動推進員、民間事業者等と連携するなど、これからの事業推進するうえで他の参考となる先進的な活動を展開した。
		パナソニック株式会社 代表取締役社長 大坪 文雄	『大川村まるごと！省エネ電球取り換え大作戦』において、省エネ電球を安価で提供するとともに、事前告知活動等の広報にも協力するなど、事業への理解と積極的な支援があった。
		高知県電機商業組合 理事長 岡林 秀雄	『大川村まるごと！省エネ電球取り換え大作戦』において、省エネマイスターを含む30余名が参加し、交換時には、家庭電気配線等の点検や相談にも応じるなど、省エネマイスターとしての助言や電気技術者としての助言など、この地球温暖化防止行動の成功に大きく貢献した。
		高知県地球温暖化防止 活動推進員連絡会 会長 松本 和子	『大川村まるごと！省エネ電球取り換え大作戦』において、その実施前に村民に対してセミナーを開催するとともに、電球交換では交換作業も行い、併せて村民の意識調査を行うなど、積極的に温暖化防止活動を推進した。
レジ袋削減運動推進部会	四万十市における レジ袋削減運動	四万十市レジ袋削減 推進会議 会長 杉本 整史	レジ袋の削減に向けた、先進的なキャンペーンの企画・実行をとおして、広く市民はじめ県民に対して、身近なCO2削減行動への関心を高めた。 このことは、県民会議の目指す「会員自ら取り組み、他に広めていく」という先導的な活動であるとして表彰する。

【参考資料 2】

高知県地球温暖化防止県民会議表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県地球温暖化防止県民会議規約（以下「規約」という。）第2条に規定する高知県地球温暖化防止県民会議（以下「県民会議」という。）の目的を達成するため、地球温暖化の防止に関し、先進的又は他の模範となる活動実績等のあったものを表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長賞
- (2) 部会長賞

2 会長賞は、規約第3条の県民会議の行う事業を推進する上で、先進的若しくは他の模範となる活動を行ったもの又は当該事業を推進するうえで大きく寄与したものを表彰する。

3 部会長賞は、同年度に前項の会長賞に表彰されるもの以外で、部会の活動で顕著な実績を上げたものを表彰する。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は次の表のとおりとする。

表彰区分	対象者
会長賞	規約第3条の県民会議の行う事業を推進する上で、先進的又は他の模範となる活動を行った会員（高知県内に住所を有する個人、事業者、各種団体、地方公共団体、学校等をいう。以下同じ。）
	規約第3条の県民会議の行う事業を推進するうえで大きく寄与したもの（会員以外のものを含む。）
部会長賞	部会の活動に参加した会員又は会員以外のもの

(会長賞の決定)

第4条 県民会議の各部会の長は、会長賞の受賞候補を、運営委員会（幹事会）に推薦するものとする。

2 表彰すべきものの選考については、運営委員会（幹事会）で審査する。

3 第1項に規定する推薦を行う場合、候補者が団体のときは別記第1号様式を、候補者が個人の場合は別記第2号様式を用いて行うこととし、候補者の実績について記載された関係書類を添付するものとする。

4 会長は、運営委員会（幹事会）の審査の結果に基づいて会長賞の受賞者を決定する。

(部会長賞の決定)

第5条 部会長賞については、部会において、各部会の活動目標及び活動計画に基づいて企画された活動の参加者の実績についてとりまとめ、審査する。

- 2 部会長は、前項の審査の結果に基づいて部会長賞の受賞者を決定する。
- 3 部会長が第2項の規定により決定した受賞者について運営委員会（幹事会）に報告する場合は、候補者が団体のときは別記第3号様式を、候補者が個人の場合は別記第4号様式を用いて行うこととし、候補者の実績について記載された関係書類を添付するものとする。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、総会において、会長賞は県民会議の会長から、部会長賞は部会長から、受賞者に表彰状を授与して行う。

（表彰の公表）

第7条 表彰を行った場合は、その旨を県民会議のホームページに掲載して、これを公表するものとする。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

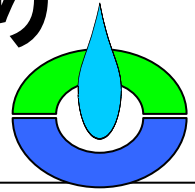
この規程は、平成22年4月20日から施行する。

平成22年度

高知県豊かな環境づくり 総合支援事業費補助金



応募団体募集中！！



高知県環境基本計画
第二次計画
シンボルマーク

『高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金』は、環境の保全と創造に関する地域の課題を解決するために実施する事業を募集します。

具体的には、以下の事業が対象となります。

① 地球温暖化防止県民会議推進事業

高知県地球温暖化防止県民会議の会員又は会員が代表構成員となる実行委員会が行う県民、事業者等に地球温暖化対策に向けた率先行動を促す次に掲げる事業(高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業に限る。)

- ア 民生家庭系の二酸化炭素排出削減の促進
- イ 民生業務系の二酸化炭素排出削減の促進
- ウ 運輸部門その他の部門の二酸化炭素排出削減の促進

② 豊かな流域づくり活動支援事業

県又は市町村等が策定した清流保全計画に基づき、河川環境保全の取組を行い、流域の保全・振興・共生の仕組みづくりに取り組む団体等が行う次に掲げる事業

- ア 流域の環境資源についての情報発信と活用
- イ 河川環境学習の推進
- ウ その他清流保全につながる取組

③ その他特に知事が必要と認める事業

上記以外で、「高知県環境基本計画第二次計画」が目指す方向性に沿った取組であり、5つの対象分野(地球温暖化への対策、循環型社会への取組(3Rの推進等)、自然環境を守る取組、環境ビジネスの振興、環境学習の推進とネットワークづくり)の事業で、特に知事が必要と認めるもの

※ただし、森林環境の保全に関する事業を除く

■対象者 高知県内の市町村等(公益法人を含む)又はNPO等

■対象事業 上記に示す3つの事業で、県内で行う取組であること。

また、平成22年度内に事業が完了すること。

■補助率等 市町村等:補助対象経費の2分の1以内

(1件当たりの補助金の範囲が10万円以上、300万円以下)

NPO等:定額(1件当たりの補助金の範囲が50万円以下)

■募集締切 地球温暖化防止県民会議推進事業については、7月頃を予定

■その他 応募された事業は7月中旬に審査会を開催、8月上旬には採否を決定のうえ交付決定を行う予定ですが、今年度から各団体によるプレゼンテーションを審査会当日にお願いする予定ですので、追って日程等の調整をさせていただきます。(審査会当日にやむを得ない事情により欠席する場合は事務局の方で説明を行いますのでご了承ください。)

★詳しい内容及び応募様式は、高知県林業振興・環境部林業環境政策課
(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/>)ホームページをご覧ください。

【提出・お問い合わせ先】高知県林業振興・環境部林業環境政策課

TEL:088-821-4572

FAX:088-821-4576

高知県公共施設等省エネ・グリーン化推進事業費補助金 の平成22年度1次募集について（お知らせ）

県内の民間事業者等が行う施設等の省エネ・グリーン化推進等の事業に対して、予算の範囲内においてその経費の一部を助成する補助事業を創設しました。

つきましては、この補助金の趣旨等をご理解いただき、積極的に活用されますようご検討よろしく申し上げます。

記

1 事業の目的

地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するため、施設及び設備の省エネ・グリーン化の促進を図り、当面の雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげること。

2 補助金の概要

(1) 対象者及び対象事業

民間事業者等（高知県内に工場、事務所等の事業用施設を有する法人格のある事業者（学校を除く。）又は事業者の団体をいう。）が平成22年度に県内で行う施設等の省エネ・グリーン化推進等の事業（ただし、交付決定後に事業着手すること。）のうち、補助事業者が自らの施設及び設備に関して二酸化炭素排出削減を行うため、省エネ施設又は設備を複合的又は一体的に整備する事業及びこれに付随する事業とする。

【活用事例】

「複合的」とは、導入する技術の組み合わせのこと。例えば、太陽光発電プラスLED照明をセットとした省エネ改修を指します。

「一体的」とは、対策を導入する地域の組み合わせのことです。一体的と解釈した事例を次に示します。

ア 公園内の照明を高効率型照明に改修する事例

イ 防犯灯・道路照明を、一定の街区・街路に区切って改修する事例

ウ 商店街の照明を高効率型照明に改修する事例

エ 同一敷地内の複数の建物内において、照明を高効率型照明に改修する事例

オ 近接する複数の建物内において、照明を高効率型照明に改修する事例

カ 民間補助事業において、本社・支社等、複数の建物において、高効率型照明を導入する事例

また、空調改修のみでは一体的とはいえません。

なお、詳細については、県環境共生課ホームページに掲載しています「申請手続の留意事項」をご覧ください。

(2) 補助対象経費

事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料をいう。）並びにその他必要な経費で知事が承認した経費

- (3) 補助率
補助対象経費の3分の1以内
- (4) 補助金額
1件あたり20,000千円を上限(1,000円未満切り捨て)
- (5) 事業予算額等
60,000千円(H22年度)
事業に要する経費に対して省エネ効果(CO2排出削減効果)が高いものから優先的に採択します。

3 申請手続

- (1) 受付期間
平成22年4月15日(木)から同年6月15日(火)まで(必着)
- (2) 補助金交付要綱及び申請様式等
高知県林業振興・環境部環境共生課のホームページに掲載していますので、ご参照ください。
(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/>)
- (3) 補助金交付申請書の提出
申請する場合は、補助金交付要綱別記第1号様式と併せて提出する別紙1及び別紙2の事業効果算出根拠の「CO2削減効果」欄及び「雇用効果欄」の算出根拠資料(様式指定なし)についても下記窓口へ提出してください。
(算定方法について、上記県環境共生課のホームページに掲載しています。)

(提出先・問い合わせ先)

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52
高知県林業振興・環境部 環境共生課
担当：笹岡、小溝
電話：088-821-4841
FAX：088-821-4530
Eメール：030701@ken.pref.kochi.lg.jp